

宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設  
基本設計・実施設計業務委託  
公募型プロポーザル実施要項

令和元年 6 月

宇城広域連合

## 目 次

はじめに	1
1 設計者選定の基本方針	1
2 業務概要	1
3 募集及び審査の進め方	2
4 参加資格要件	3
5 配置技術者	4
6 質問書の提出等	6
7 参加表明書の提出等	6
8 二次審査に係る書類の提出等	7
9 プレゼンテーション及びヒアリング	7
10 審査の評価基準等	8
11 審査結果の通知	9
12 失格条項	9
13 注意事項	10
14 その他	10
15 様式第1号～様式第13号	別冊

### 【別添資料】

- 別添1 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル評価要領
- 別添2 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- 別添3 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託電波障害予測調査業務特記仕様書
- 別添4 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎耐震建設基本計画
- 別添5 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎耐震建設基本計画【参考資料・図面】
- 別添6 新庁舎配置予定車両一覧

## はじめに

熊本県宇土市、宇城市及び下益城郡美里町を関係市町とする宇城広域連合（以下「本連合」という。）が設置している消防本部・北消防署庁舎は、建設から42年が経過し建物本体に経年劣化が進むとともに、平成28年（2016年）4月に起きた熊本地震により地盤沈下や壁面の亀裂が多数発生し、地震後に再度行った耐震調査では、消防庁舎として必要な構造耐震指標値を大きく下回り、災害時の防災拠点施設としての機能を十分に発揮されず、消防活動に支障を来すことが懸念される状態である。

現庁舎を耐震補強し耐震安全性を確保する方法では、今後の庁舎の耐用年数等を考慮したトータルコスト面で非効率であることやその他の課題を含めた根本的な課題の解決には至らないため、速やかに新庁舎建設を進める必要性が生じた。

そこで本連合では、平成31年（2019年）3月に策定した「消防本部・北消防署新庁舎耐震建設基本計画（以下、「基本計画」という。）」の内容を十分に踏まえつつ、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進し、熊本県宇城地域の防災拠点となる新庁舎の建設を進めるため、本プロポーザル実施要項（以下、「本要項」という。）に基づき、幅広い設計者の中から最適な設計者を選定する。

### 1 設計者選定の基本方針

#### （1）公正で透明性のある選定方法による設計者の選定

庁舎建設は公共事業であり、適切な設計者の選定は本連合の責務である。従って、応募者に対しては公正かつ厳格な参加条件（信頼できる組織体制、各種の資格、一定の実績等）を求め、多くの優れた設計者の中から業務委託先を選定できる「公募型プロポーザル方式」を採用する。

#### （2）優れた建築計画力、デザイン力、技術提案能力、業務遂行能力を有する設計者の選定

ア 設計者には新庁舎建設に対し、総合的に取り組める高い企画力・デザイン力・技術力と調整力が求められ、こうした業務遂行能力を評価する。

イ 本連合においては、建築系の技術職員が不足しており、業務遂行に十分な設計体制であることを評価する。

#### （3）「提案を踏まえながら、人・組織を選ぶ」プロポーザル方式の採用

ア 上記の（1）、（2）に基づき、「提案も踏まえながら、人・組織を選ぶ」選定方式として、一次（実績評価）と二次（技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング評価）の二段階からなる公募型プロポーザル方式を採用する。

イ 応募者には業務の取組方針や提案の考え方を示す文章やイメージ図を求め、本プロポーザルの提案を踏まえながら、委託業務の実施過程での与条件のさらなる検討や見直しができる柔軟な業務対応が可能な「人・組織」を審査・評価する。

### 2 業務概要

#### （1）業務名

宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

#### （2）事業概要

ア 事業スケジュール（予定）

令和3年(2021年)1月頃からの工事着手を予定している。

イ 概算事業費

約17.5億円(消費税及び地方消費税を含む。税率は8%で算出。)

※ 庁舎建設(訓練塔を含む)及びこれに付帯する外構等工事

(3) 業務内容

基本設計業務、実施設計業務

※ 「宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」による

(4) 予算額

76,734,000円(消費税及び地方消費税を含む。税率は8%で算出。)

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年(2020年)9月30日(水)まで

(6) 敷地の概要

- ア 位置 : 熊本県宇土市境目町地内
- イ 現況 : 田畑
- ウ 敷地面積 : 9,254㎡
- エ 用途地域等 : 工業地域
- オ 建ぺい率・容積率 : 60%・200%
- カ 日影規制 : なし
- キ 防火地域 : 指定なし
- ク 下水道 : 処理区域
- ケ 上水道 : 引込なし
- コ 都市ガス : 未整備

(7) 事務局及び連絡先

宇城広域連合 消防本部総務課 担当: 畠舎、田尻

〒869-0419 熊本県宇土市新松原町159-1

電話: 0964-22-6220

電子メール: somu07@ukisyobo.or.jp

### 3 募集及び審査の進め方

(1) スケジュール

NO.	内容	日程
1	本要項等の公表	令和元年7月1日(月)
2	質疑の受付締切	令和元年7月10日(水) 午後3時まで
3	質疑への回答(HP)	令和元年7月17日(水) まで
4	参加表明書の提出等	令和元年7月22日(月) 午後3時まで
5	一次審査結果の通知	令和元年7月31日(水) までに発送
6	技術提案書の受付締切	令和元年9月2日(月) 正午まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年9月18日(水)

8	二次審査結果の通知	令和元年9月27日（金）まで
9	二次審査結果の公表	令和元年9月27日（金）
10	契約予定時期	令和元年10月初旬

## (2) 審査の流れ

宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、応募者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査する。

### ア 一次審査

参加資格の確認をした上で、各応募者の実績について事務局（消防本部総務課）にて採点を行った結果を評価委員会に報告し、評価点合計の上位3者程度を一次審査通過者として評価委員会が選定する。

一次審査終了後、速やかに審査結果を一次提案書の提出者全員に通知する。一次審査を通過した応募者には、二次提案書の提出期限及びプレゼンテーション・ヒアリング日程等を合わせて通知する。

### イ 二次審査

一次審査を通過した者から提出された二次提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングを評価委員会にて審査し、最優秀提案者、次点者をそれぞれ1者選定し、優先交渉権の順位付けを行う。

## (3) 評価委員会

審査は10名の評価委員により構成される評価委員会が行う。

なお、審査は非公開とし、評価委員との接触を防ぐため委員名の公表は行わない。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、以下の項目に該当する者とする。

### (1) 応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本連合の建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格を有している者。なお、競争入札参加資格を有していない者については、参加表明書の提出時点までに入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を本連合（事務局総務課）へ提出し競争入札参加資格を有すること。

ウ 宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成30年訓令第5号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

オ 熊本県暴力団排除条例（平成22年条例第52号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ 本要項の公告日以前に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

キ 熊本県内に本店又は主たる事務所を有し、当該事務所等がカの要件を満たしていること。

ク 平成 16 年（2004 年）4 月 1 日以降における国、地方公共団体又は地方公共団体の組合が発注した延床面積 1,000 ㎡以上の公の施設<sup>\*1</sup>に係る新築及び改築の設計業務履行実績<sup>\*2</sup>を有すること。

<sup>\*1</sup> 本項における公の施設とは、公用施設（本庁、支所等の庁舎）、公共用施設（母子福祉センター、保育所及び児童館等の福祉施設、小・中学校、図書館、市民会館、保育所及び給食施設等の教育施設、公営住宅など）をいう。

<sup>\*2</sup> 本項における設計業務履行実績において、JV の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

## （2）参加における制限

ア 応募者からの応募は 1 点のみとする。

イ 応募者は、連名による応募はできない。

ウ 応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の協力事務所となることができない。

## （3）工事入札における制限

本業務の受注者（協力事務所を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、本業務に係る工事の入札に参加することができず、当該工事を請け負うことができない。

## 5 配置技術者

（1）応募者は、次に定める資格及び実績を有する技術者を各 1 名ずつ配置すること。

なお、アからカの配置技術者の兼務は認めない。

### ア 管理技術者

一級建築士の資格を有し、国、地方公共団体又は地方公共団体の組合（以下、「国等」という。）が発注した延床面積 1,000 ㎡以上の公の施設に係る新築及び改築の設計業務に主体的に携わった実績<sup>\*3</sup>を有する管理技術者を配置すること。

管理技術者は、応募者の組織に所属していること（当該応募者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（連続して 3 カ月以上）にあるもの）。

### イ 建築総合主任技術者

一級建築士の資格を有し、国等が発注した延床面積 1,000 ㎡以上の公の施設に係る新築及び改築の設計業務に主体的に携わった実績を有する建築総合主任技術者を配置すること。

建築総合主任技術者は、応募者の組織に所属していること（当該応募者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（連続して 3 カ月以上）にあるもの）。

また、担当技術者（一級建築士）を 1 名以上配置すること。

### ウ 構造担当主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、国等が発注した延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の公の施設に係る新築及び改築の設計業務に主体的に携わった実績を有する構造担当主任技術者を配置すること。

エ 電気設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する電気設備担当主任技術者を配置すること。

オ 機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する機械設備担当主任技術者を配置すること。

なお、エ又はオのいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

カ コスト担当主任技術者

建築コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格を有するコスト担当主任技術者を配置すること。

※<sup>3</sup> 主体的に携わった実績とは、管理技術者、主任技術者として設計業務に主体的に携わり、平成 16 年(2004 年) 4 月 1 日以降に履行完了した設計実績(監理業務は除く。)とする。

(2) 各配置技術者の担当業務範囲

各配置技術者の担当業務範囲は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一の 1 の一及び二(以下「告示 15 号」という。)において示される下記の範囲とし、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。

- イ 建築総合主任技術者 : 告示 15 号「設計の種類」における「総合」
- ウ 構造担当主任技術者 : 告示 15 号「設計の種類」における「構造」
- エ 電気設備担当主任技術者 : 告示 15 号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
- オ 機械設備担当主任技術者 : 告示 15 号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(3) 協力事務所(業務の再委託先)について

ア 本業務に関する専門分野の技術者の配置(「5 配置技術者(1)に規定する管理技術者及び建築総合主任技術者」を除く。)については、協力事務所の技術者を加えることを可能とする。

イ 協力事務所は、「4 参加者資格要件(1)アからオ」までを満たすこと。協力事務所に属する配置技術者の配置の制限は、次を参照すること。

配置技術者	応募者	協力事務所
ア 管理技術者	○	—
イ 建築総合主任技術者	○	—
ウ 構造担当主任技術者	○	◆
エ 電気設備担当主任技術者	○	◆
オ 機械設備担当主任技術者	○	◆

カ コスト担当主任技術者	○	◆
--------------	---	---

凡例 ○：該当する企業から配置 ◆：協力事務所から配置可能  
 -：該当する企業からの配置は不可

## 6 質問書の提出等

### (1) 提出できる者

参加表明書を提出する予定の者又は参加表明書を提出している者

### (2) 提出期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月10日（水）午後3時まで

### (3) 提出先及び提出方法

事務局（消防本部総務課）まで質問書（様式第6号）を電子メールへの添付ファイルとしてMicrosoft Word形式により提出

※ 質問書は、提出期間中であれば追加で提出することを可能とする。

※ 電話等、口頭による質問・回答はできない。

また、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。

### (4) 回答方法等

令和元年7月17日（水）までに、全ての質問と回答を宇城広域連合ホームページにて公開する。

なお、回答内容は、本要項の追加、修正として取り扱う。

## 7 参加表明書の提出等

### (1) 提出期間

令和元年7月2日（火）から令和元年7月22日（月）午後3時まで

※ 受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（締切日は午後3時まで）

### (2) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申出書 <様式第1号>

② 参加資格の確認資料

③ 事業者の概要 <様式第2号>

④ 協力事務所参加届 <様式第3号> ※ 必要な場合

⑤ 配置技術者一覧 <様式第4号>

⑥ 業務実績書 <様式第5号>

⑦ 配置技術者の経歴等の確認資料

※ 提出書類に係る①から⑦については、ファイルに①から⑦の順に調製すること。

※ ファイルの背表紙については、「宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル参加申出書」とし、併せて「参加者の名称」を明示すること。

### (3) 提出先及び提出方法

事務局（消防本部総務課）まで直接持参すること。



(4) 提出部数

- ・提出書類 ①から⑦ . . . 2部
- ・提出書類一式のPDFデータ . . . 1部 (CD-R 又はDVD-R)

8 二次審査に係る書類の提出等

(1) 提出期間

令和元年8月1日(木)から令和元年9月2日(月)正午まで

※ 受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(締切日は正午まで)

(2) 提出書類等

- ① 二次提案書提出届 <様式第7号>
- ② 二次提案書 <様式第8号>
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング出席者届出書 <様式第9号>
- ④ 参考見積書 <任意書式>

※ ②の様式第8号は、提案テーマごとに様式が8-1、2、3、4及び5に分かれているため留意すること。なお、提出者を特定することができるような表示及び表現はしないこと。

※ ④の参考見積書については、基本設計及び実施設計業務委託料を区分した参考見積書、概算工事費の参考見積書が必要であること。金額については、消費税及び地方消費税を8%で見積った金額を記載すること。

なお、基本設計及び実施設計業務委託料を区分した参考見積書の金額については、評価の対象となるため留意すること。

(3) 提出先及び提出方法

事務局(消防本部総務課)へ直接持参すること。

(4) 提出部数

- ・提出書類 ①から④ . . . 2部 (1部ずつクリップ留めにて提出)
- ・提出書類一式のPDFデータ . . . 1部 (CD-R 又はDVD-R)

9 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日程

令和元年9月18日(水) ※ 時間等は別途通知する。

(2) 実施場所

宇城広域連合消防本部 2階会議室

(3) 実施方法

応募者が二次提案書にて提案した内容について、プレゼンテーションを15分行った後、ヒアリングを15分程度実施する。

(4) 出席者

本要項「5 配置技術者」で記載した配置技術者のうち、合計4名とし、管理技術者、建築総合主任技術者を必須とする。

ただし、プレゼンテーション等に係る準備・片付けに必要とする職員がいる場合は、

別途2名を随行させることができる。

#### (5) 注意事項

ア プレゼンテーションは、応募者が提出した二次提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画の提示は認めない。

イ プレゼンテーションの資料やスライド中には、応募者を特定することができるような表示及び表現をしないこと（ヒアリングにおいても同様とする。）。

ウ 各応募者はプレゼンテーション映写用のデータが入ったパソコン及びプロジェクターを持参すること。

エ マイク及びプロジェクター映写用のスクリーン（1,987mm×1,490mm）は事務局（消防本部総務課）が用意する。

オ ヒアリング等に参加しない場合は、特段の状況を除き審査の対象としない。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細（タイムスケジュール、会場レイアウト等）については、対象者に後日通知する。

### 10 審査の評価基準等

審査に当たっては、次の評価項目等について審査を行う。なお、詳細については、別紙「宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）を参照とする。

#### (1) 一次審査

各応募者の実績等について評価要領に基づき事務局（消防本部総務課）にて採点を行い、点数を合算し、評価点合計上位3者程度を一次審査通過者として、評価委員会が選定する。

#### (2) 二次審査

評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを経て、技術提案書について評価要領に基づき採点を行う。技術提案書で求める業務実施方針、提案テーマ及び設計業務コストは次のとおりとする。

区 分	提案内容
1 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成30年5月国土交通省住宅局）や基本計画の内容を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方、設計上、特に配慮する事項についての総合的な提案</li><li>・ 業務の取組体制、設計チームの特徴についての提案</li><li>・ 設計工程を含む事業全体のスケジュールやコストプランニング等についての提案</li></ul>

2 個別提案テーマ	
(1) 災害活動拠点として災害に強く持続可能な庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時において、指揮拠点となる活動拠点室の配置計画及び迅速かつ機動的な消防機能を発揮できる動線を踏まえた提案</li> <li>・災害活動拠点として機能するために必要な構造や設備など建物性能に関する提案</li> </ul>
(2) 訓練活動拠点としてあらゆる災害に対応できる訓練が可能な庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様（火災防ぎょ・救助技術・救急・総合・その他）な訓練に対応するための訓練施設に関する提案</li> </ul>
(3) 住民への啓発拠点として火災予防や救急講習、体験型の消火や避難訓練ができる庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会や各種講習会を柔軟かつ効率的に行うことができる施設機能に関する提案</li> <li>・防災知識の向上を目的とした体験型訓練施設及び消防用設備等の取扱いを普及啓発できる啓発施設に関する提案</li> </ul>
(4) 人と環境にやさしい庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインに基づいた提案</li> <li>・省エネルギーと経済的合理性に関する提案</li> </ul>
3 基本設計・実施設計業務コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計及び実施設計業務委託料を区分した参考見積書の合計金額（税込）</li> </ul>

### (3) 事業者の選定

受託者の選定は、評価委員会において、一次審査の評価点と二次審査の評価点を合計し総合評価点とし、総合評価点が最高の者を「最優秀提案者」、2位の者を「次点者」として選定する。

## 11 審査結果の通知

### (1) 審査結果の通知期日及び方法

#### ア 通知期日

令和元年9月27日（金）まで（予定）

#### イ 通知方法

郵送により、届出書記載の担当者宛てに送付する。

ウ 宇城広域連合ホームページにて最優秀提案者名、次点者名を公表する。

※ 最優秀提案者の技術提案書は宇城広域連合ホームページにて公表する場合がある。

## 12 失格条項

応募者が次のいずれかに該当した場合には、失格となることがある。

(1) 応募書類が指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

- ア 受付期限、提出場所、提出方法が指定と異なる場合
  - イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）
  - オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。
- (2) 評価委員会及び事務局（消防本部総務課）の関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
  - (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと評価委員会が認めた場合
  - (4) 提案書の提出後に「4 参加資格要件」に該当しないこととなった場合

### 13 注意事項

- (1) 指定した様式、書式、方法によらず提出された書類は受け付けない。
- (2) 応募者は、提出期限以降の提出物の差替え及び再提出はできない。
- (3) 提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募者は、本連合から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。
- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は応募者に帰属するが、応募者は本連合の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された提案書及びその他の書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本業務における設計者の選定を目的とするものであり、この目的以外に無断で使用することはない。ただし、本連合は、技術提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 本連合は、本業務に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがある。
- (11) 提出された書類は、宇城広域連合情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。
- (12) 様式第8号における視覚的表現に関しては、「建築設計業務委託の進め方－適切に設計者選定を行うためのマニュアル－平成30年5月 全国営繕主管課長会議」（国土交通省）の49から53ページを参考のこと。

### 14 その他

- (1) 一次審査通知により二次審査に係る提案要請を受け取った者が辞退する場合は、辞退届（様式第10号）により事務局（消防本部総務課）まで提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として、以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約に関して
  - ア 契約は、最優秀提案者として選定された者と二次審査時に提出された参考見積書を

- 基に再度見積り合わせを行った上で手続を行う。最優秀提案者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇城広域連合契約事務規則（平成 19 年規則第 22 号）に基づく契約手続の完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- イ 本業務委託の仕様については、宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、発注者及び受注者が協議の上で定める。
- ウ 予定配置技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の了解を得なければならない。
- エ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、本連合は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- オ 選定されなかった応募者はその協力事務所を除き、本業務委託の設計契約に加わることはできない（協力事務所として加わることもできない。）。
- カ 優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。
- キ 契約書は書面により作成することとし、契約保証金については宇城広域連合契約事務規則第 48 条の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 に相当する額を納付しなければならない。ただし、同規則同条第 2 項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部若しくは一部を免除し、又は延納させることができる。
- (4) 参加者が 1 社の場合であっても審査は実施し、その提案内容が本業務の受注者として適していると認められる場合は、その者を受注予定者として選定し、随意契約による契約を締結する。
- (5) 本業務の契約締結前に、緊急等やむを得ない理由等により業務を実施することができない場合には、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、参加者はプロポーザルに要した経費を本連合に請求することができない。
- (6) 宇城広域連合消防本部・北消防署新庁舎建設工事監理業務委託（以下、「工事監理業務委託」という。）については、別途入札を行うこととする。

以 上